

「社会保障の解体は許さない！介護保険制度の抜本改善を！！」

STOP！介護改悪 介護ウェーブ2014推進ニュース (特別号)

-介護の“Big Wave”を広げよう！-

介護の改悪、許さない！たたかいはこれから！



6月に、医療・介護総合法が野党の反対にもかかわらず、衆議院・参議院合わせて70時間の短い審議時間で採決されました。性格が異なる19本の法「改正」を一本化し、詳細な中身はいっさい明らかにされず、国民不在・当事者不在のままの審議・採択でした。参議院の審議では、利用料2割引き上げの問題で「データの捏造」が発覚し、法案そのものの論拠が破綻したにも関わらず、強引な採決が行われました。「医療=追い出し」、「介護=打ち切り」による国にとって「安上がり」で効率的な医療・介護の提供体制づくりが進められようとしています。

今後は、実施中止を求めるたたかいとともに、施行に際しては、利用者の実態に即した内容に変えさせるとりくみが必要になります。暑いですが、引き続き、利用者・家族の生活と権利を守り、働く人の専門性を活かすための共同のとりくみを広げましょう！

介護保険「改正」による‘4つ’の切り捨て！

今回の医療・介護総合法（「改正」介護保険法）は、患者、利用者の困難な実態は無視して、在宅、地域へと「押し流し」、介護給付費増大を抑制することが目的の制度見直しのため、切り捨てのオンパレードです。（内容は、次ページ参照下さい。）

- ★第1の切り捨て【予防給付の見直し】
- ★第2の切り捨て【特養の機能の重点化】
- ★第3の切り捨て【一定以上の所得者の利用料負担の見直し】
- ★第4の切り捨て【補足給付の見直し】



今後の介護ウェーブのポイント

改悪された「改正」介護保険法（総合法）の「4つの切り捨て」は、まだまだ国民に詳細が広く知られていません。内容と問題点をしっかり学び、知らせていくことが重要です。全日本民医連では、広く知らせるためのチラシを作成中ですが、各地でも学習・宣伝資料を作成し、学び、知らせるとりくみを進めましょう。

国と自治体は「改正」法施行に向けた準備を本格化させています。2015年の報酬改定に向けて、厚労省の介護給付費分科会での審議、自治体では第6期事業計画の策定作業が進んでいます。第41期第1回評議員会方針（案）（民医連新聞2014年7月22日付）にも書かれているように、「改正」法の実施中止を重ねて求めるとともに、参議院厚労委員会での「**附帯決議**」などを足がかりにしながら、国に対して、制度の適切な運用や改善、必要な財政保障を求めるなど、利用者・高齢者の実態に即した内容に変えさせるとりくみが必要です。国に伝えるための利用者と家族、介護現場の困難・怒りの声を集めるとりくみを進めましょう。全日本民医連では、今回の改悪点を中心にした署名を作成中です。また、実態をつかむために、全国調査も行う予定です。

自治体に対しては、制度改悪の「防波堤」としての役割の発揮するよう求めましょう。

とりくみで明らかにした、利用者・高齢者に起こる困難を記者会見や自治体交渉で発信していきましょう。

参議院で採択された22項目の「附帯決議」は、法施行にあたり「介護サービスを受ける人たちに不利益が生じないように努めるように」と書かれていますが、議員や自治体へ、内容は知らされていません。内容を知らせ、活かすよう要請していきましょう。



今国会では、「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が成立しました。「2015年4月1日までに、賃金をはじめとする処遇改善に資するための施策のあり方を財源確保も含めて検討し、必要な措置を講じる」ことになっています。介護報酬の大幅な引き上げ・改善、実効性のある処遇改善・介護職員確保対策を実行させましょう。

地域シンポジウムや「介護の日」行動など、幅広い行動と幅広い層・団体への共同に思い切るとりくみましょう。

今後、8月の評議員会に合わせて、具体的な介護ウェーブ方針を提起します。

介護保険「改正」に向けて、国と自治体のスケジュール



2014年6月 総合法案「可決・成立」

国の方針です。内容を学びましょう。*

7月 新総合事業「ガイドライン」

第6期介護保険事業計画「基本指針」の提示など

8月 国の次年度予算概算要求（8月末）見直し

国の予算案が出てきます。国会へのはたらきかけを行っていきましょう。

9月 都道府県・市町村議会

⇒第6期に向けた計画の検討状況の中間的な報告が出される予定。

12月 都道府県・市町村議会

⇒第6期事業計画素案、介護保険料仮算定など介護報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・とりまとめが出される予定。

自治体の議会は9月、12月、3月に開催されます。議会に私たちの意見が反映されるよう議会、議員へのはたらきかけを強めましょう。

2015年1月 介護報酬改定案

3月 都道府県・市町村議会

⇒第6期計画と介護保険料の決定、関係条例等が制定されます。

4月 総合法（「改正」介護保険法）施行

★予防給付見直し、特養重点化スタート

★改定介護報酬実施、第6期介護保険事業（支援）計画、新介護保険料スタート

8月 ★一定以上所得者の利用料2割化、補足給付の見直しスタート

2018年4月 要支援者の新総合事業の市町村移行の全面实施

4つの切り捨てが、4月から順番に始まります。STOPに向けてがんばろう！

新総合事業のガイドライン（案）*が出されました

7月28日、厚労省は自治体の介護保険担当課長を集めた会議を開き、介護保険の改定や新総合事業についてのガイドライン等の指針（案）を示しました。「4つの切り捨て」における改悪のポイントは以下の通りです。

【予防給付の見直し】 2015年4月から、要支援者の訪問介護と通所介護が介護保険給付から外され、市町村の事業に順次、移行されます。指針案には、「多様なサービス」として、介護の専門職がいなくてもよい施設や、機能訓練室や消火設備もない施設でも認める例を示しています。また、専門的サービスを受けられるのは「ケアマネジメント」で必要とされた場合に限り、「可能な限り住民主体の支援に移行」としています。サービス費用の上限も設定され、厳しい抑制体制となっています。

【特養の機能の重点化】 特養の入所の限定については、要介護1~2の人の「特例入所」の要件が示されました。認知症や知的・精神障害で日常生活に支障をきたす症状や行動が多い、家族による虐待が疑われる、家族の支援が期待できず地域での介護サービス供給が十分でない、などです。とても狭い要件となっています。

【一定以上の所得者の利用料負担の見直し】 厚労省は「年金収入280万円以上の人は消費支出を差し引いても年間60万円が手元に残る」として、2割負担の根拠にしてきました。参議院厚労委員会の小池議員の追求で、その根拠が崩れ、厚労大臣が撤回をせざるをえなかったのですが、「平均的な年金額（厚生年金で182万円）と比較しても収入が高い」などとし、押し通す構えです。

【補足給付の見直し】 特養や老健などの施設で、食費・居住費の負担軽減（補足給付）を受けている人の要件が厳しくなります。世帯分離している配偶者や事実婚の配偶者の所得も調べ、通帳の写しの提出、「たんす預金」も申告するように規定しています。不正な申告があれば、給付額の返済と最大2倍のペナルティが課されます。

詳しくは厚労省老健局のHPをご参照ください。

- 第6期介護保険事業計画「基本指針」→介護保険企画課
- 新総合事業ガイドライン→振興課
- 特養の機能の重点化→高齢者支援課
- 費用負担関係（利用料・補足給付）→介護保険計画課

（7月28日全国介護保険担当課長会議資料）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000052337.html>

当面のスケジュール

○8月9日（土）中央社保協「「改正」介護保険へのたたかいと対応全国学習交流会」

会場：エルおおさか／11:00～16:00、講演（大阪社保協・日下部さん）、行動提起、指定報告、意見交流

○9月23日（火祝）中央社保協「いのちと暮らしをまもれ—安心・安全の医療・介護を実現する（仮）」シンポジウム 会場：エデュカス東京／13:30～16:30

○9月29日（月）～30日（火）社保委員長会議／介護ウェーブ会議（予定）

○11月5日（水）～6日（木）2014年度介護・福祉責任者会議

○11月11日（火）「介護の日」中央社保協「介護110番」～「認知症の人と家族の会」との共催を模索中

○国会行動も、今後企画していきます！

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：諏佐・吉澤

☎ 03-5842-6451 / fax 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp